

(仮称) 三田市新ごみ処理施設整備・運営事業

落札者決定基準

令和5年4月

三 田 市

目 次

| | |
|--------------------|---|
| 1. 落札者決定の流れ | 1 |
| (1) 落札者決定基準の位置づけ | 1 |
| (2) 落札者決定の手順 | 2 |
| 2. 資格審査の方法 | 4 |
| 3. 総合評価の方法 | 4 |
| (1) 審査の配点 | 4 |
| (2) 事業提案書の確認（基礎審査） | 4 |
| (3) 提案書に関するヒアリング | 4 |
| (4) 技術提案書等の技術評価 | 4 |
| (5) 技術提案書等の得点化 | 6 |
| (6) 開札及び入札価格の確認 | 7 |
| (7) 入札価格の得点化 | 7 |
| (8) 総合評価値の算定方法 | 7 |

1. 落札者決定の流れ

(1) 落札者決定基準の位置づけ

三田市（以下「本市」という。）が実施する「（仮称）三田市新ごみ処理施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）では、市内で発生するごみ、可燃残渣、災害廃棄物を受入れ、本市が求める要求水準を満足できる処理施設を設計・建設するとともに、施設供用開始後の適切な運営・維持管理を求めている。

このため、受託者の選定に当たっては、設計・建設、運営・維持管理等の実績に基づく技術提案内容、事業計画、計画の妥当性、確実性、価格面等の各面から評価を行い、落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用している。

この落札者決定基準（以下「本書」という。）は、総合評価一般競争入札により最優秀事業者を選定するに当たって、応募者から提出された入札書類等を客観的に評価する基準及び方法等を示すものである。

(2) 落札者決定の手順

本事業における落札者の決定は、図1に示すように、第1段階の「資格審査」、第2段階の「総合評価」の2段階で実施する。

第1段階 資格審査

本市は、入札参加資格審査申請書等の提出書類により、入札説明書に記載した参加資格要件を満たしているかを確認する。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

第2段階 総合評価

【技術評価】

ア 技術提案書等の基礎審査

本市は、技術提案書等が基礎審査項目を満たしているか等の審査を行う。基礎審査項目を1項目でも満たしていないことが確認された場合は失格とする。

イ 技術提案書等のヒアリング及び技術評価

三田市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、技術提案書等の提案内容を審査及び評価するため、基礎審査を通過した応募者に対しヒアリングを実施し、評価項目に対して技術評価を行う。

ウ 技術提案書等の得点化

選定委員会は、技術提案書等について、本書に示す得点化方法に従って技術評価点を決定する。

【価格評価】

ア 入札価格の確認

本市は、開札を行い、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内であることを確認する。

イ 入札価格の得点化

選定委員会は、本書に示す得点化方法に従って価格評価点を決定する。

【総合評価値】

ア 総合評価値の算出

選定委員会は、技術評価点及び価格評価点を合計し、総合評価値を算出する。

イ 最優秀提案者の選定

選定委員会は、総合評価値の最も高い応募者が2人以上あるときは、技術評価点が最も高い応募者を落札候補者として選定するものとする。技術評価点についても同点である場合は、当該応募者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。

【落札者の決定】

本市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

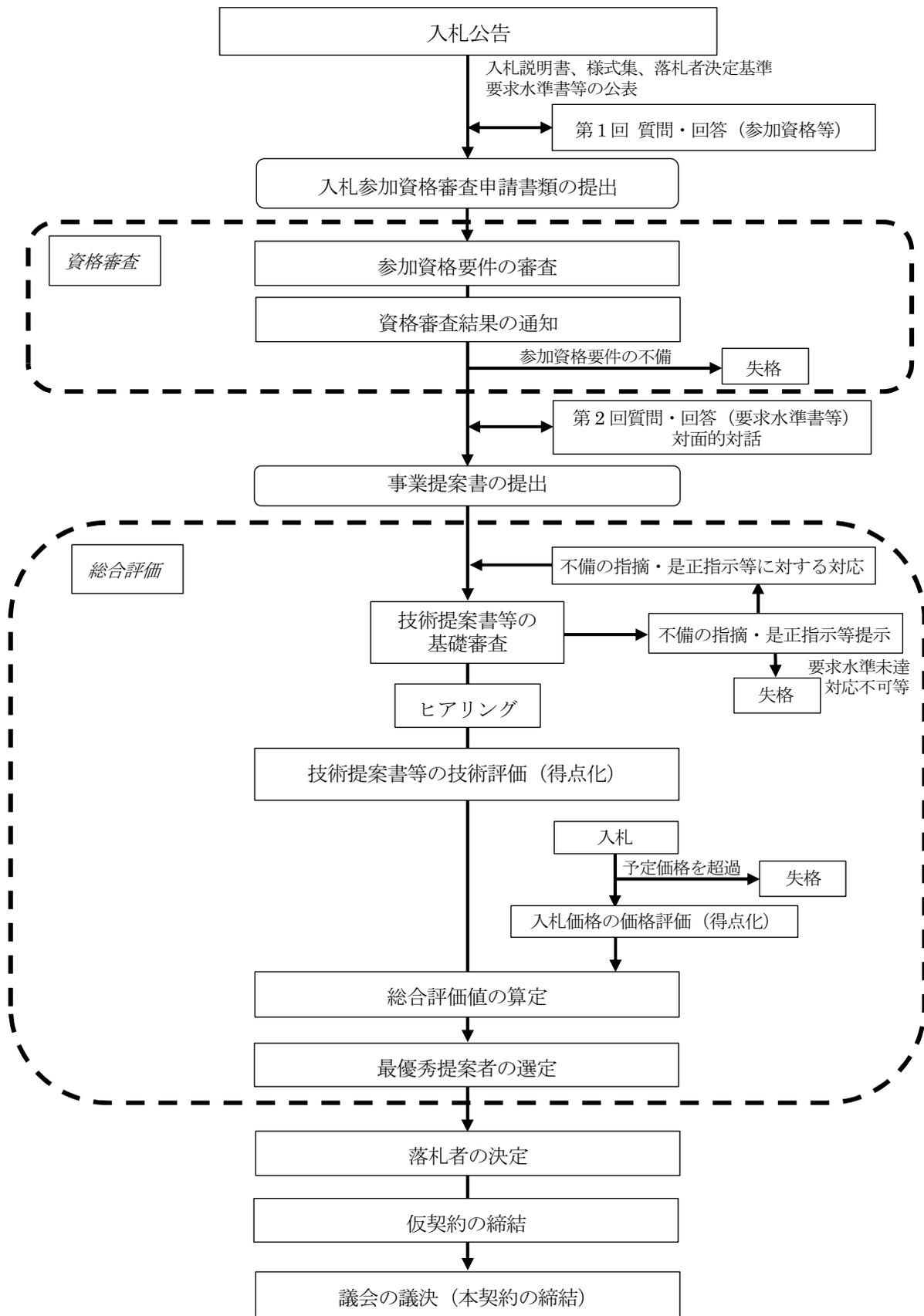


図1 契約締結までの流れ

2. 資格審査の方法

入札参加資格審査申請書等の提出書類により、入札説明書に記載の入札者の参加要件を満たしているかを確認する。

参加資格要件の資格審査基準日は、入札参加資格審査申請書の提出期限日とする。

なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

3. 総合評価の方法

技術評価及び価格評価により総合的に評価を行う。

(1) 審査の配点

総合評価を行ううえでの技術評価点及び価格評価点の配点は次のとおりとする。

表1 評価の配点

| 項目 | 配点 |
|-------|-----|
| 技術評価点 | 70点 |
| 価格評価点 | 30点 |

(2) 技術提案書等の確認（基礎審査）

提出された提案書類について、次に掲げる基礎審査項目の内容を審査する。

なお、基礎審査において、提出された提案書類の内容に疑義等が生じた際は、修正事項を応募者に対して提示する。

ア 技術提案書等の内容が、要求水準書等に示す水準を満たしていること。

イ 技術提案書等の内容が、入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件に違反していないこと。

ウ 応募者に対して提示した修正事項へ対応が不可でないこと。

(3) 提案書に関するヒアリング

選定委員会は、提案書の審査及び評価を行うにあたり、応募者に対し、ヒアリングを行う。なお、ヒアリングについては、応募者独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施する。

ヒアリングの開催要領の詳細は、後日指示する。

(4) 技術提案書等の技術評価

本市が提示する入札説明書等（入札説明書、要求水準書、様式集、落札者決定基準、契約書案等）により提案された技術提案書の評価項目及び配点を表2に示す。

評価項目及び配点については、本市が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定したものである。

表2 技術提案書の評価項目及び配点

| 分類 | 評価(審査)項目 | No | 評価(審査)基準 | 枚数(A4) | 評価区分 | 配点 |
|---|----------------------|----|---|--------|----------|----|
| 事業全般に関する提案 | ①事業実施方針・体制 | 1 | ・本事業の基本方針を実現するために本事業の特徴、課題を理解する等、事業計画の基本的な考え方について、妥当性を評価する。 ・応募者各企業の役割分担、企業間の連携、発注者との連携、バックアップ体制等、総合的な事業実施体制について、計画性と妥当性を評価する。 | 2 | 定性 | 2 |
| | ②施設の全体配置・動線計画 | 2 | ・敷地条件を踏まえた全体配置計画に対し、計画性と妥当性を評価する。 ・車両と車両、車両と人に対する安全確保に対し、計画性と妥当性を評価する。 ・本施設施工後の既存施設解体時の配慮について評価する。 ・作業動線やメンテナンススペースの確保など点検修繕に配慮した計画となっていることを評価する。 | 2 | 定性 | 4 |
| | ③施工計画 | 3 | ・狭小地域での建設時における工程遵守のための方策と工事計画の妥当性を評価する。 ・工事期間中の品質管理、安全管理の計画性と実行性を評価する。 | 2 | 定性 | 4 |
| | ④地域貢献 | 4 | ・本事業の実施に際して、地元企業(市内に本社・本店を有する企業)の活用と地元人材活用に最大限配慮した計画になっていることを評価する。 ・具体的な地域貢献額を評価する。 | 2 | 定量 定性 | 5 |
| 1 循環型社会の構築を推進する施設 | | | | | | |
| (1)ごみ焼却エネルギーの効率的な回収による発電の最大化 | ①発電計画 | 5 | ・エネルギー回収率、年間売電量を評価する。 ・場内使用電力の削減、発電の高効率、最大化、エネルギー回収率の向上方策等、余剰電力の増加の工夫を評価する。 | 2 | 定量 定性 | 5 |
| (2)地域におけるエネルギー供給拠点 | ①有効活用方法 | 6 | ・ゼロカーボンシティへの推進に向けて、電力の地産地消等、電気、蒸気の余剰エネルギーの活用方策について具体性を評価する。 | 2 | 定性 | 5 |
| 2 経済性に優れた廃棄物処理と環境負荷が低減できる施設 | | | | | | |
| (1)最新鋭の技術・機器による周辺環境負荷の最小限化及び省エネ化 | ①施設性能、安定稼働 | 7 | ・ごみ質及びごみ量の変動(特にプラスチック類の分別の実施)に対し、安定的に処理可能とする信頼性の高いシステムについて、優れた提案がなされているか評価する。 ・AIやIoT技術を用いた最新の自動運転技術等の効果的な活用、また、それらのシステムの異常発生時及び情報セキュリティへの対応策について評価する。 | 2 | 定性 | 5 |
| | ②省エネルギー・再生可能エネルギー | 8 | ・温室効果ガスの削減、省エネルギー・再生可能エネルギー、環境負荷の低減、緑化施策等に対する提案について、具体性と実効性を評価する。 | 2 | 定性 | 3 |
| | ③公害防止基準 | 9 | ・排ガスの各種基準値を超過させないための手法と超過した場合の具体的方法の妥当性を評価する。 ・騒音、振動、悪臭について、プラント設備の稼働による周辺環境への配慮、対応策について評価する。 | 2 | 定性 | 4 |
| | ④最終処分量の低減と資源回収率 | 10 | ・最終処分量の低減について、優れた提案がなされているか評価する。 ・有価物の品質及び回収率を向上させるための優れた提案がなされているか評価する。 | 1 | 定性 | 3 |
| (2)施設整備から運営、維持管理までのライフサイクルコストの適正化 | ①経営計画・事業収支計画 | 11 | ・経営計画と事業収支計画について、計画性と妥当性を評価する。 | 1 | 定性 | 2 |
| | ②長寿命化計画・長期使用 | 12 | ・35年以上の長期に亘る施設の使用を見据えた具体的かつ効果的な設計上の方策について評価する。 ・設備、建築物の補修・更新計画は業務期間終了後も含む長期に亘る安定稼働の継続を見据えた具体的かつ適切な計画であるか評価する。 ・次期運営事業者への円滑な引継ぎ計画の提案がなされているか評価する。 | 2 | 定性 | 4 |
| | ③運営管理計画 | 13 | ・施設の安定稼働を継続する適切な運営管理体制・方法・計画となっていることを評価する。 ・維持補修費削減のための運転計画、点検・補修・更新計画が具体的かつ適切な計画であるか評価する。 ・用役費削減のための運転計画、調達計画など具体的かつ適切な計画であるか評価する。 | 2 | 定性 | 4 |
| | ④受付・搬入管理計画 | 14 | ・一般持ち込みごみの予約受付について、市民サービス向上の提案を評価する。 ・持込時の安全対策等、搬入管理の計画性と実効性を評価する。 | 2 | 定性 | 2 |
| | ⑤リスク管理とモニタリング | 15 | ・リスク顕在化確率及び顕在化時の影響の極小化を考慮するリスク管理方針及びリスク管理体制に計画性と実行性を評価する。 ・セルフモニタリングの実施内容、頻度、報告内容等について、計画性と実効性を評価する。 | 1 | 定性 | 3 |
| 3 安心・安全の確保と市民に親しまれる身近な施設 | | | | | | |
| (1)災害時においても継続的に稼働し、防災拠点としての機能を発揮 | ①施設の強靱化対策と災害発生時の施設運営 | 16 | ・地震、台風、火災、停電等の予期せぬ災害による人身事故及び機能障害などの防止や見学者及び作業員の緊急避難について、設計面及び運営面から計画性と妥当性を評価する。 ・地震対策、暴風対策を盛り込んだ災害に強い建築計画及び構造計画の妥当性を評価する。 ・安定稼働の継続を見据えた用水、用役等の貯留容量の設定や備蓄、調達先の確保等について、計画性と妥当性を評価する。 | 2 | 定性 | 4 |
| (2)ごみ・環境問題を市民一人ひとりの問題として考える教育・学習機能の具備 | ①見学者対応・環境学習計画 | 17 | ・見学者の年齢や立場などに配慮した環境啓発プログラム、見学ルート、引率・説明手順、見学窓の配置などについて計画性と妥当性を評価する。 ・見学設備及び環境学習プログラムに対する、社会の変化に即応した対処方策、陳腐化防止策について妥当性を評価する。 | 2 | 定性 | 4 |
| | ②情報発信 | 18 | ・本件施設の運転情報や関連施設でのイベント情報など、地域への情報発信について具体性を評価する。 ・市民・事業者に対し、SDGsの理念が定着し、ごみの発生抑制、再利用の推進、分別による資源化の促進及び廃棄物処理量の削減に努め、廃棄物処理に起因する温室効果ガスの発生量を抑制につながる具体的な啓発を評価する。 | 2 | 定性 | 4 |
| (3)周辺の里山景観に調和し、ごみ処理施設のイメージを払拭する優れたデザイン性 | ①景観 | 19 | ・周辺の里山景観に調和した優れたデザインであることを評価する。 ・長期にわたって竣工時の美観を保持するための対策について、具体性と妥当性を評価する。 ・周辺に与える圧迫感の緩和や来訪者への配慮、工夫等を評価する。 | 2 | 定性 | 3 |
| 技術評価点合計 | | | | | | 70 |

(5) 技術提案書等の得点化

ア 技術提案に関する得点化方法

評価項目ごとに、次に示す5段階評価を行い、得点化する。

表3 技術提案書の評価判断基準

| 評価 | 判断基準 | 配点率 |
|----|------------------------------|---------|
| A | 提案内容が非常に優れており、かつ、その効果が期待できる。 | 配点×1.00 |
| B | 提案内容が優れており、かつ、その効果が期待できる。 | 配点×0.75 |
| C | 提案内容の効果が期待できる。 | 配点×0.50 |
| D | 提案内容の効果がある程度期待できる | 配点×0.25 |
| E | 要求水準を満たしている程度 | 配点×0.00 |

イ 算定式①により、各評価項目の評価点を算出する。各評価項目の配点に、判断基準のAからEまでの5段階の配点率を乗じて評価点とする。(点数は小数点以下第3位を四捨五入した値とする。)

| 算定式①【各評価項目の評価点の算定式】 | |
|---|--|
| $\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{各評価項目の評価点} \end{array} \right)$ | $= \frac{\text{各委員 (各評価項目配点} \times \text{評価) の合計}}{\text{選定委員会委員の人数 (4名)}}$ |

(6) 開札及び入札価格の確認

提出された入札金額が予定価格を超えていないことを確認する。なお、入札価格の確認のための開札は、提案書の定量化審査終了後、入札説明書に定めた方法により実施し、入札金額が予定価格を超えていない提案のみ入札価格の得点化を行うこととする。

(7) 入札価格の得点化

応募者の入札価格について、次の算定式②により価格評価点を算出する。価格評価点は小数点以下第3位を四捨五入した値とする。

| 算定式②【価格評価点の算定式】 | |
|--|--|
| $\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{価格評価点} \end{array} \right) = \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \times \text{配点}$ | |

(8) 総合評価値の算定方法

「(5) 技術提案書等の得点化」及び「(6) 入札価格の得点化」により算出した各応募者の評価点から、次の算定式③により、各応募者の総合評価値を算出する。

また、総合評価値の最も高い提案書を最優秀提案者として選定する。

| 算定式③【総合評価値の算定式】 | |
|---|--|
| $\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{総合評価値} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{技術評価点} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{価格評価点} \end{array} \right)$ | |